

マイナンバー入り住民票を 交付請求される方へ

役場及び吉岡支所ではマイナンバー入り住民票の交付請求ができます。

ただし、マイナンバー(個人情報)は大切な個人情報ですので、マイナンバー入り住民票の写しを請求される場合は、下記の点にご注意ください。

① 窓口で請求する場合

申請する方	交付方法	必要なもの	手数料
本人 もしくは同じ世帯の方 (住所が一緒でも別世帯の方には交付できません)	その場で交付	窓口へ来た方の 本人確認書類	300円 ただし世帯全員分の場合、世帯人数によって金額が異なります。
法定代理人		①代理人の本人確認書類 ②法定代理人であることが証明できる戸籍謄本(福島町に本籍がある場合は不要) ③成年後見登記事項証明書等	
任意代理人	請求者本人の住所あてに郵送で交付※	代理人の本人確認書類及び委任状	
第三者の方 (委任状持たない方)	交付することができません。		

※委任状を持参のうえ請求されても、別世帯の方に直接交付はできないため、ご理解ください。

② 郵送で請求する場合

下記の書類を同封し福島町役場町民課及び吉岡支所へ郵送してください。

請求可能な方は本人もしくは同じ世帯の方です。

- ・ 郵送による住民票交付請求書
(福島町ホームページにてダウンロードまたはお近くの役所にて用紙をもらってください)
- ・ 本人確認書類のコピー
- ・ 定額小為替(住民票1通につき300円)
- ・ 返信先住所を記入し、郵便切手を貼った封筒

マイナンバーは番号法(行政手続きにおける特定の個人を識別するための利用等に関する法律)により提供の制限が設けられています。請求される際は利用目的をお伺いしますので、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

町民課 町民課

☎ 47-4681